

労働かながわ

2016 5・6月号
No.701

第87回 メーデーの概況

第87回メーデーは、5月1日までに県内21会場で行われ、35,052人が参加しました(主催者発表)。

4月29日に行われた連合神奈川系の「第87回かながわ中央メーデー」は、8,500人を集め、横浜市内の臨港パークで開催されました。

主催者を代表して柏木教一実行委員長(連合神奈川会長)は、改正された労働者派遣法や、政府が導入を目指している‘高度プロフェッショナル制度’を含む労働基準法改正案は労働法制の改悪だと主張し、「すべての働く人の雇用の安定・労働条件の改善、暮らしの底上げが必要」と訴えました。



一方、5月1日には、神奈川労連を中心に組織された「第87回 神奈川県・横浜メーデー」が2,500人を集め、横浜公園で開催されました。

主催者を代表して福田裕行実行委員長(神奈川労連議長)は、「労働者の賃金は下がっている一方で、大企業は利益をため込んでいる」と、安倍政権の経済政策を批判し、「連帯して戦っていこう」と訴えました。

5月1日までの県全体の系統別の実施状況は、連合系9会場(28,902人)、全労連系9会場(5,100人)、単独2会場(650人)、その他1会場(400人)でした。

第66期 神奈川県労働大学講座の受講生を募集します。

定員 220名
対象 労使・県民
どなたでも

主な内容は、労働関係法規・制度の解説で、企業の労務担当者の研修としても、大変好評です。

- ◆ **開催日時** 平成28年7月19日(火)～11月24日(木) 18時30分～20時30分
 - ※ 原則として毎週火・木曜日 全25回 (1回ごとの聴講制度もあります)
 - ※ 7月28日(木)、8月2日(火)・11日(木)・16日(火)・25日(木)、9月1日(木)・15日(木)・22日(木)・29日(木)、10月20日(木)・27日(木)、11月3日(木)・8日(火)は休講
- ◆ **受講料** 20,000円 (全25回分、団体・障害のある方の割引制度有)
- ◆ **会場** 神奈川県立かながわ労働プラザ 〒231-0026 横浜市中区寿町1-4
- ◆ **申込・問い合わせ先** 公益財団法人 神奈川県労働福祉協会 ☎045-633-5410
- ◆ **ホームページアドレス** <http://www.zai-roudoufukushi-kanagawa.or.jp/>

主な内容

- 第87回メーデーの概況 P.1
- 第66期神奈川県労働大学講座の募集 P.1
- ワーク・ライフ・バランスストップセミナー&企業担当者交流会 P.2
- ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣 P.2
- 「平成28年度経済センサス-活動調査」へのご協力を P.2
- 平成28年度職業訓練指導員試験(資格試験)のご案内 P.3
- スキルアップセミナー(在職者訓練)のご案内 P.3

ワーク・ライフ・バランスストップセミナー & 企業担当者交流会

県では、県内企業に勤めるすべての社員が、それぞれに希望する働き方を実現できる職場づくりを応援し、企業における「働き方改革」を推進するため、下記の講座を開催します(参加無料)。

〈ワーク・ライフ・バランスストップセミナー〉

日 時：平成28年6月15日(水)13:30~15:30

会 場：崎陽軒本店 6階会議室1号室

横浜市西区高島2-13-12 JR・私鉄「横浜駅」東口徒歩3分

講 師：坂本 光司氏(法政大学大学院政策創造研究科教授)

テ ー マ：社員を大切にする企業経営のあり方

〈ワーク・ライフ・バランス企業担当者交流会〉

日 時：平成28年6月30日(木)10:00~12:00

会 場：かながわ県民センター 305会議室

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 JR・私鉄・横浜市営地下鉄「横浜駅」西口・きた西口 徒歩約5分

講 師：呉 学殊氏(独立行政法人労働政策研究・研修機構主任研究員)

テ ー マ：ワーク・ライフ・バランス推進のための上司と部下のコミュニケーション

申 込：県のホームページから申込できます。 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4363/>

問い合わせ：神奈川県産業労働局 労働部 労政福祉課 両立支援グループ ☎045-210-5744

【企業経営者・人事労務担当者の皆様】

ワーク・ライフ・バランスアドバイザーを派遣します!

県では、個別の企業等に専門のアドバイザーを3回を上限に派遣し、その企業等の現状に応じた業務の効率化や従業員の働きやすい環境整備に向けたアドバイス・研修等を実施しています。

- アドバイザー：特定社会保険労務士等から企業等のニーズに応じて1名選任
- 対 象：県内に事業所がある中小企業や各種団体等
- 費 用：無料
- 問い合わせ先：神奈川県 産業労働局 労働部 労政福祉課 両立支援グループ ☎045-210-5746

神奈川 WLBアドバイザー 検索

平成28年 経済センサス-活動調査へのご協力をお願いします。

ビルくんとケイちゃん



総務省と経済産業省は平成28年6月1日現在で、「平成28年経済センサス-活動調査」を実施します。すべての事業所と企業が対象になります。調査結果は、各種行政施策や学術研究の基礎資料としての利活用だけでなく、経営の参考資料として、事業者の皆様方にも活用していただいております。

皆様の調査へのご理解・ご回答をよろしく申し上げます。

神奈川県政策局統計センター ☎045-313-7220

平成28年度職業訓練指導員試験(資格試験)のご案内

公共・認定(民間)の職業訓練施設で職業訓練を担当する方は、原則、職業訓練指導員免許が必要です。
この試験は、その職業訓練指導員免許を取得するための資格試験です。
合格者は、申請により職業訓練指導員免許を取得することができます。

受験申請	日時	平成28年7月20日(水)～7月22日(金)
	場所	神奈川県庁 本庁舎2階 産業労働局会議室
試験	日時	平成28年9月11日(日)9時20分～ (時間は受験科目により異なります。)
	場所	神奈川県立産業技術短期大学校(横浜市旭区中尾2-4-1)
合格発表	日時	平成28年10月19日(水)
	場所	神奈川県庁 新庁舎2階にて受験番号を掲示します。 (希望者は県ホームページで受験番号を発表します。)

- 職業訓練指導員の免許職種は、123職種あります。
- 受験に際し、3,100円の受験手数料が必要です。
- 受験資格や試験の免除の規定がありますので、詳しくは、受験案内又は県のホームページをご覧ください。
 - ・受験案内・申請書:6月上旬より県内の県政情報コーナー及びハローワーク等において配布する予定です。
 - ・県のホームページ:「<http://www.pref.kanagawa.jp/>」から「職業訓練指導員」で検索してください。
- 問い合わせ先
 - ・神奈川県産業労働局労働部産業人材課技能振興グループ
 - ・☎045-210-5720

スキルアップセミナー(在職者訓練)のご案内

産業技術短期大学校、各職業技術校では、主に中小企業等に在職中の方を対象として、さまざまな専門分野のセミナーを開催しています。社員のスキルアップをはかるために、また新たな技術を社員に身につけさせるために、セミナーをご利用ください。

NO	セミナー名	日程	定員	受講料	申込期限	会場
403	電子機器組立ての束線図の描き方と束線作業	7/8,9【金・土曜開催】	10	6,100円	6/3	産業技術短期大学校
223	工場板金による成形の理論と実際	8/1,2	10	6,100円	6/27	
635	(New) 人・モノ・空間から考える収納講座	8/1,2	10	6,100円	6/27	
517	(New) 実践で学ぶデザインパターン	8/4,5	10	6,100円	6/30	
929	(New) ISO9001及びISO14001の内部監査員2015年版差分解説講座	8/4,5	10	6,100円	6/30	
657	給排水衛生器具取付等の基礎講習	7/13,20	10	2,000円	6/8	東部総合職業技術校
703	(New) 介護支援専門員受験準備講習	7/15,29,8/12,26,9/9,23 【隔週金曜開催】	15	6,000円 要テキスト	6/10	
103	測定器の使い方	7/25,26	10	2,000円	6/20	
639	(新名称) レンガによる花壇施工技術	8/1,2	15	2,000円	6/28	
220	(New) 産業用ロボット特別教育(教示)	8/4,5	5	2,000円 要テキスト	6/29	
708	(New) 基礎から学ぶ調理技術と介護食	7/20,28	20	2,000円	6/15	西部総合職業技術校
616	(New) 建築CAD入門(上級)	7/24,31【日曜開催】	10	2,000円	6/17	
665	(New) 木工塗装基礎	7/27,28,8/3,4	10	4,000円	6/22	
512	(New) ホームページ作成入門	7/28,29	20	2,000円 要テキスト	6/23	
629	(Renew) 床材の張り方(タイル編)	8/4,5	15	2,000円	6/30	

*「New」は新規講座、「Renew」は内容を変更した講座、「新名称」は一部内容等を見直し名称変更をした講座です。

*テキスト代は、受講料とは別にご負担いただきます。また、上記セミナーの実施時間は8時50分～16時10分です。

- 申し込み方法(次の①、②いずれかの方法でお申込みください。)

① 往復はがき(104円)に、ご希望のセミナーNo.、セミナー名、郵便番号・住所・氏名、屋間の連絡先名称・TEL、現在の仕事の職種を明記し、各校へ申し込みください。(申込締切日必着)

② 実施校のホームページ又はスキルアップセミナーのホームページ(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f370/>)よりお申し込みください。(「e-kanagawa電子申請システム」にて締切日17時まで受付)

- 申し込み・問い合わせ先

産業技術短期大学校
〒241-0815 横浜市旭区中尾2-4-1
TEL 045-363-1233

東部総合職業技術校
〒230-0034 横浜市鶴見区寛政町28-2
TEL 045-504-3101

西部総合職業技術校
〒257-0045 秦野市桜町2-1-3
TEL 0463-80-3004

かながわ労働情勢 1 2 3月

I 主要労働団体の機関開催

■連合神奈川

【第328回 五役会、第301回 執行委員会】
1月26日、第328回五役会、第301回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

【協議事項】

- 1 役員の変更・各種委員の変更等について
- 2 緊急時連絡体制について
- 3 政治活動の取組について
- 4 連合神奈川における2016年春季生活闘争方針-2-
- 5 2016春闘 中小学習会の実施について
- 6 平和行動の取組について
- 7 女性委員会の取組について
- 8 その他

【第329回 五役会、第302回 執行委員会】

2月23日、第329回五役会、第302回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

【協議事項】

- 1 各種委員等の推薦について
- 2 運動推進に必要な資源の重点化に向けた取組（その1）
- 3 政治活動の取組について
- 4 連合神奈川2016年春季生活闘争方針-3-
- 5 「2016まちかど労働相談」の実施について
- 6 2016年度最低賃金の取組方針について
- 7 連合神奈川政策フォーラムの開催について
- 8 ワークルール検定(初級)の実施について
- 9 「第11期 災害ボランティア養成講座」の開講について
- 10 その他

【第330回 五役会、第303回 執行委員会】

3月23日、第330回五役会、第303回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

【協議事項】

- 1 各種委員等の推薦について
- 2 中央労働金庫・全労済強化月間の取組
- 3 政治活動の取組について
- 4 2016年春季生活闘争方針-4-について
- 5 「個別労働紛争解決研修(基礎研修)」の受講者募集について
- 6 メーカー宣言(案)、メーカースローガン(案)について

■神奈川労連

【第5回幹事会】

2月6日、第5回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 組織拡大・強化について
 - ①春の拡大月間
 - ②共済事業の推進
 - ③労働ホットライン・記者会見
- 2 2016年 国民春闘勝利に向けて
 - ①要求状況
 - ②全県統一行動
 - ③最低賃金裁判、争議・裁判争争、労働法制改善阻止
- 3 重点課題について
 - ①鎌倉市職労攻撃
 - ②戦争法廃止、安倍政権打倒
- 4 その他
 - ①「マイナンバー制度」憲法訴訟
 - ②沖縄・辺野古基地闘争
 - ③第32回 定期大会

【第6回幹事会】

3月5日、第6回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 組織拡大・強化について
- 2 2016年 国民春闘勝利に向けて
 - ①要求状況
 - ②統一行動中間まとめ
- 3 重点課題について
 - ①争議・裁判争争、最低賃金裁判
 - ②「戦争法案」阻止、安倍政権打倒
 - ③労働法制改善阻止
- 4 その他
 - ①自治体訪問
 - ②「被災者支援」奨学金無償

II 主要労組の定期大会

■連合ユニオン神奈川

連合ユニオン神奈川(柏木教一執行委員長、1,042人)は、2月13日、ワークピア横浜において、代議員、役員、来賓等約100人を集め、第17回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 労働相談の充実、交渉力の強化をはかり、組織強化、組織拡大に努める。
- 2 組合・組合員交流や学習会を開催
- 3 連合神奈川の活動に参加

【役員氏名】

執行委員長 柏木教一(連合神奈川・再)
副執行委員長 梅沢栄子(連合ユニオン神奈川・再)
渡部堅三(連合神奈川副事務局長・再)
岡本恒一(連合神奈川労働アドバイザー・新)

労働委員会の動き

調整事件関係では、新規申請(あっせん)が2件、終結は2件でした。不当労働行為事件関係では、新規申立てが6件、終結は8件でした。それぞれの事件の申請、申立て、終結状況は、次のとおりです。なお、終結した事件の概要は、労働委員会のホームページをご覧ください。

(URL <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417338/>)

調整事件一覧(2・3月 申請・終結分)

	事件名	調整種別	申請者	被申請者	申請日	調整事項	終結日	終結事由
終結	平成27年(調)第18号事件	あっせん	労働組合	特定非営利活動法人(医療、福祉)	平成27年10月27日	・労働条件の引下げ	平成28年2月2日	解決
	平成27年(調)第21号事件	あっせん	株式会社(教育、学習支援業)	労働組合	平成27年12月10日	・賃金支払等	平成28年2月3日	取下げ
申請	平成28年(調)第1号事件	あっせん	労働組合	地方公共団体(公務)	平成28年2月8日	・解雇		
	平成28年(調)第2号事件	あっせん	労働組合	医療法人社団(医療、福祉)	平成28年3月23日	・退職問題		

不当労働行為事件一覧(2・3月 申立て・終結分)

	事件名	申立人	被申立人	申立日	救済申立事項	終結日	終結事由
終結(命令)	平成25年(不)第17号審判事件	労働組合	社会福祉法人(医療、福祉)	平成25年7月10日	・誠実団体交渉実施 ・けん責処分撤回 ・陳述書の回収 ・ポスト・ノートイス	平成28年3月10日	一部救済
	平成26年(不)第18号五平印刷事件	労働組合	株式会社(製造業)	平成26年6月16日	・団体交渉承諾 ・ポスト・ノートイス	平成28年3月28日	全部救済
	平成26年(不)第19号神奈川県総合リハビリテーション事業団事件	労働組合	社会福祉法人(医療、福祉)	平成26年6月17日	・退職手当制度の改定に係る誠実団体交渉実施 ・退職手当制度に関する就業規則変更の撤回 ・ポスト・ノートイス	平成28年3月30日	一部救済
終結(和解等)	平成27年(不)第20号事件	労働組合	株式会社(建設業)	平成27年7月22日	・団体交渉承諾 ・ポスト・ノートイス	平成28年2月1日	関与和解
	平成27年(不)第28号事件	労働組合	株式会社(不動産業、物品賃貸業)	平成27年10月23日	・団体交渉承諾 ・注意・指導書の撤回 ・ポスト・ノートイス	平成28年2月3日	関与和解
	平成27年(不)第16号事件	労働組合	株式会社(卸売業、小売業)	平成27年6月16日	・団体交渉承諾 ・組合員による電話や面談申入れを拒否することの禁止 ・ポスト・ノートイス	平成28年2月24日	関与和解
	平成27年(不)第25号事件	労働組合	有限会社(製造業)	平成27年9月8日	・組合員への夏季賞与の支払 ・組合員に対する残業禁止命令の撤回 ・誠実団体交渉実施 ・ポスト・ノートイス	平成28年3月8日	関与和解
	平成26年(不)第36号事件	労働組合	社会福祉法人(医療、福祉)	平成26年11月4日	・不利益取扱いの禁止 ・団体交渉承諾 ・ポスト・ノートイス	平成28年3月24日	取下げ
申立て	平成28年(不)第6号事件	労働組合	株式会社(教育、学習支援業)	平成28年2月10日	・新賃金制度の導入及び家族手当の見直し撤回 ・特別教育規定及び休業時給付補償規定の廃止の禁止 ・バックペイ ・配転撤回及び原職復帰 ・組合員の範囲を狭める旨の指図の禁止 ・誠実団体交渉実施 ・ポスト・ノートイス		
	平成28年(不)第7号事件	労働組合	株式会社(製造業)	平成28年2月16日	・団体交渉承諾 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノートイス		
	平成28年(不)第8号事件	労働組合	株式会社(サービス業) 株式会社(製造業)	平成28年2月26日	・団体交渉承諾 ・ポスト・ノートイス		
	平成28年(不)第9号事件	労働組合	公益財団法人(教育、学習支援業)	平成28年3月1日	・誠実団体交渉実施 ・差別的な人事評価による賃金格差の是正 ・昇格の機会付与 ・日常業務中の監視の禁止 ・ポスト・ノートイス		
	平成28年(不)第10号事件	労働組合	社会福祉法人(医療、福祉)	平成28年3月8日	・団体交渉承諾 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノートイス		
	平成28年(不)第11号事件	労働組合	協同組合(複合サービス事業)	平成28年3月14日	・人事異動に係る事前協議の誠実な履行 ・被申立人発行の広報紙への反論記事の掲載及び関係者への配付 ・ポスト・ノートイス		

平成27年 労働委員会の概況

平成27年1月から12月までの1年間に当労働委員会で取り扱った事件(係属事件)について取りまとめたところ、調整事件は28件で前年より2件減少し、不当労働行為事件は79件で前年より12件減少した。また個別労働関係紛争のあっせん事件はなかった。

調整事件

調整事件の動き

平成27年に取り扱った調整事件は28件で、調整区分はすべて「あっせん」であった。このうち、新規申請は22件であり、前年に比べて2件減少した。(表1)

調整事件の平均処理日数・平均調整回数は表2のとおりである。

表1 調整事件の取扱状況 (単位:件)

区分		年	26年 (a)	27年 (b)	(b)-(a)
係属件数	前年からの繰越		6	6	0
	新規申請		24	22	△2
	合計		30	28	△2
終結件数	解決		15	11	△4
	不調・打切り		8	7	△1
	取下げ		1	3	2
	合計		24	21	△3
翌年へ繰越			6	7	1

表2 調整事件の平均処理日数・平均調整回数

区分	年	23年	24年	25年	26年	27年
平均処理日数(日)		64.1	69.3	48.2	67.7	105.4
平均調整回数(回)		2.5	2.5	1.8	2.0	2.5

(注)平均調整回数は、終結件数のうち、あっせんを実施した事件に係る調整回数をあっせん実施事件数で除したものの。

不当労働行為事件

不当労働行為事件の動き

(1) 不当労働行為事件の取扱状況

平成27年に取り扱った不当労働行為事件は79件であった。このうち、新規申立ては35件であり、前年に比べて4件減少した。(表3)

不当労働行為事件の平均処理日数は表4のとおりである。

(2) 審査期間の目標の達成状況

当委員会では、審査期間の目標を1年6か月としている。平成27年に終結した事件に係る審査期間の目標達成状況は表5のとおりであり、終結30件中、22件が目標期間内に終結し、8件(命令6件、和解1件及び取下げ1件)が目標期間を超えた。

表3 不当労働行為事件の取扱状況 (単位:件)

区分		年	26年 (a)	27年 (b)	(b)-(a)
係属件数	前年からの繰越		52	44	△8
	新規申立て		39	35	△4
	係属計		91	79	△12
終結件数	命令・決定	全部救済	3	2	△1
		一部救済	4	5	1
		棄却	3	—	△3
		却下	—	—	—
		小計	10	7	△3
	和解	命令・決定書数	10	7	△3
		関与和解	31	20	△11
		無関与和解	4	—	△4
		取下げ	2	3	1
		小計	37	23	△14
終結計			47	30	△17
翌年へ繰越			44	49	5

(注)命令・決定・和解・取下げの意味内容は次のとおりである。
 命令…事件の実体審理を行った上で申立てを認容(全部救済・一部救済)又は棄却する命令を発した場合をいう。
 決定…事件の実体審理に入らず、申立てを不適当と却下した場合をいう。(申立期間を徒過したときなど)
 和解…和解により終結した場合をいう。(関与和解;労働委員会が関与した和解 無関与和解;労働委員会が関与しない和解)
 取下げ…和解以外の事由により申立人が取り下げた場合をいう。

表4 不当労働行為事件の平均処理日数 (単位:日)

区分	年	23年	24年	25年	26年	27年
命令・決定		440	620	599	722	660
和解・取下げ		189	261	317	303	273
総平均		248	333	419	392	363

表5 不当労働行為事件の審査期間の目標達成状況 (単位:件)

区分	終結事由	命令(%)	決定(%)	和解(%)	取下げ(%)	合計(%)
1年6か月以内		1 (14.3)	—	19 (95.0)	2 (66.7)	22 (73.3)
		6 (85.7)	—	1 (5.0)	1 (33.3)	8 (26.7)
終結件数計		7		20	3	30

(注)各欄の(%)は、終結件数計に対する割合を示す。

個別労働関係紛争のあっせん事件

個別労働関係紛争のあっせん事件の動き

平成27年に取り扱った事件はなかった。

図書紹介



若者の貧困・居場所・セカンドチャンス
 青砥 恭・さいたまユースサポートネット【編】
 出版社 太郎次郎社エディタス

学校から離れていく10代。使い捨てられて無業となる20代、30代。本書はさいたまユースサポートネット主催の連続講座およびシンポジウムをもとに、学習支援、若者支援にかかわるスタッフや大学生ボランティア、市民に向けて各方面の実践者、研究者が語った記録。子供・若者支援の現場から様々な問題が報告され、その解決策を提言している。



女性なぜ活躍できないのか
 大沢 真知子
 出版社 東洋経済新報社

本書は高学歴女性が仕事を辞めてしまう本当の理由は何なのか。又、日本企業では女性の活用を進めることが経済にとっても望ましいにも関わらずなぜ女性管理職が少なく人材が育たないのか原因を明らかにするとともに女性の活躍を推進してきた資生堂やファーストリテイリングなどの取り組みやインタビューなどを紹介し、女性差別的な雇用慣行を変えて働き方を変えていくよう社会全体で価値観を転換していく必要があると述べている。

シリーズ 実務に役立つ労働判例

自衛官の死亡事故と国の安全配慮義務

陸上自衛隊八戸駐屯地事件 最高裁判所第三小法廷 昭和50年2月25日判決(民集29巻2号143頁)

1 事実の概要

自衛隊員であったAは、昭和40年7月13日、自衛隊八戸駐屯地の車両整備工場において、同僚自衛隊員が後進させた大型自動車の後車輪で頭部を轢かれ即死しました(以下、「本件事故」)。遺族(Aの両親。以下、まとめて「X」)は、Y(国)に対し、昭和44年10月6日に、自動車損害賠償保障法3条に基づきAの逸失利益および慰謝料を損害賠償として請求する訴訟を提起しました。1審(東京地判昭46.10.30)、控訴審(東京高判昭48.1.31 民集29巻2号165頁)は、いずれも、国は、自衛官の職務上の事故について国家公務員災害補償法に基づく補償以外に債務不履行に基づく損害賠償義務を負担しないと、遺族の請求を棄却しました。そこでXが上告しました。

2 判決の要旨

破棄差戻し

国は、国家公務員に対し、その公務遂行のための場所、施設もしくは器具等の設置管理またはその遂行する公務の管理に当って、国家公務員の生命および健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務を負っているものと解すべきである。

安全配慮義務の具体的内容は、公務員の職種、地位及び安全配慮義務が問題となる当該具体的状況等によって異なるべきものであり、自衛隊員の場合にあっては、更に当該勤務が通常の作業時、訓練時、防衛出動時、治安出動時又は災害派遣時のいずれにおけるものであるか等によっても異なりうるべきものであるが、国が、不法行為規範のもとにおいて私人に対しその生命、健康等を保護すべき義務を負っているほかは、いかなる場合においても公務員に対し安全配慮義務を負うものではないと解することはできない。

安全配慮義務は、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の附随義務として当事者の一方または双方が相手方に対して信義則上負う義務として、一般的に認められるべきものである。

3 解説

本件は、自衛隊という公務職場における安全配慮義務に関する事案ですが、後に民間職場における労働契約に基づ

く使用者の安全配慮義務を肯定した裁判例(例えば、川義事件(最高裁第3小法廷昭59.4.10 労働判例429号12頁))でも引用されたことから、安全配慮義務についてのリーディングケースと位置づけられています。

一般に、労働者が、業務遂行中に何らかの事故に巻き込まれて死亡したり、業務によって怪我をしたり病気に罹った場合、障害が残ったりした際に、使用者に損害賠償責任が生ずる法律上の根拠としては、不法行為責任(民法709条)と債務不履行責任(民法415条)＝安全配慮義務違反(労働契約法5条)とがあります。

不法行為責任が成立するためには、①故意又は過失によって、②違法に他人の権利を侵害し、③損害が発生したこと、④行為と損害との間に因果関係が存在すること、⑤損害が発生することが予見できたこと(予見可能性)、⑥十分に注意を払っていれば損害の発生が回避できたこと(結果回避可能性)が必要とされています。不法行為による損害賠償の請求権は、民法724条により「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する」との消滅時効が定められ、「不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする」(除斥期間)とされています。不法行為に基づく請求が時効によって退けられる場合でも、債務不履行＝安全配慮義務違反に基づく請求の消滅時効(10年)が到来していなければ、本件のように請求が認められる場合があります。

使用者は、労働者が業務の遂行に伴い、業務遂行のために設置すべき場所、施設もしくは器具等の設置管理または労働者が使用者もしくは上司の指示の下に遂行する業務の管理に当って心身の健康を損なうことがないようにすべき義務を負います。この安全配慮義務の考え方は、近年では、過労死や職場のセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを原因とするメンタル疾患について賠償請求等においても、用いられています。なお、平成20年3月1日施行の労働契約法では5条において安全配慮義務が明文化されています。

法政大学法学部講師 山本 圭子(やまもと けいこ)

いこいの村あしがらより特得プランのご案内

1 ひょうたんコース(1泊)

夏期期間限定(7/21~8/20)
料金:1泊2食 9,720円~(税込)
特典:プール入場無料(2日間)
※ご夕食グレードUPプランとして(さかわコース、あしがらコース)ご用意有り詳細はお電話にてお問い合わせ下さい。

※プール営業のご案内
営業期間 7/21~8/31までご宿泊者無料
営業時間 9:00~16:00まで
料金 日帰り大人700円 小人(4才から6年生)400円
ご宿泊者無料

2 研修プラン

金曜・土曜・祝前日・年末年始・夏期を除く
料金:1泊2食 7,560円~(税込)
特典:会議一日一回につきコーヒーサービス
※ご宴会プランも別途、ご相談申し受けます。

・各プランご利用にあたって
・ご予約の際は必ずプラン名をお伝え下さい。
・お部屋は全室和室になっております。
・入湯税は宿泊1名様につき150円別途承ります。
・1部屋4~5名様料金です。

ご予約・お問い合わせは

いこいの村あしがら

TEL 0465-82-2381

FAX 0465-82-2384

URL <http://www.ikoi.or.jp>

センターに寄せられた労働相談事例

Q 4年前から、薬局で週3日の条件で働き始めました。入社時に週3日の賃金では生活できないと社長に話したところ、空いている日はアルバイトをしてもよいと言われたため、仕事のない曜日に喫茶店で働いていました。2年ほどたって正社員になり、今は一日8時間、週5日働いています。アルバイトについては社長も了承済みと思い、改めて許可をとることもせず、正社員になってからも勤務日以外はそのまま働いていましたが、たまたまお店に来た同僚からまだアルバイトをしていることが社長の耳に入り、社長からアルバイトを辞めるように言われました。アルバイトを辞めなくてはならないのでしょうか。



A 会社との労働契約によって決めた労働時間以外の時間は、労働者が誰からも拘束を受けず自由に使ってよい時間です(ただし時間外労働や休日労働をすることを約束している場合には、命令があれば従わなければなりません)。

会社があらかじめ兼業を禁止していたとしても、それが労働者の職業選択の自由を不当に制限するものや、生計が成り立たないような労働条件なのに兼業を禁止する場合には、それは効力を持ちません。しかし、いくら労働者に職業選択の自由があり、労働者に自由に使える時間があるとしても、本来の仕事や会社の事業に差障りがでるような利用まで許されているわけではありません。労働者には誠実に労務を提供するための義務として、次の労働日に誠実な労働を提供できるように適度な休憩をとり、精神的肉体的に疲労回復しておくことが求められています。

また、兼業先がライバル会社で、会社独自のノウハウ等がライバル会社に流出するおそれがあるとか、会社の対外的信用が失われるようなアルバイトである場合には、従業員の自由な時間の利用について、会社が制限を設けることは不合理であるとはいえません。

使用者は、労働契約や就業規則に基づいて、合理的な理由があれば、兼業について届出制とし、承認または禁止し、違反があれば懲戒処分や解雇などの制裁をすることや、場合によっては損害賠償を請求することもできます。

今回の相談の場合は、会社の就業規則や労働契約で兼業についてどのように定められているか、制限することが、企業秩序維持の観点や労働者が受ける不利益から客観的に合理的なものであるかなどにより判断されることになります。

なお、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する(労働基準法第38条)ことになり、今回の場合は、残業代が発生します。兼業は使用者の了解を得た上で行うのが好ましいといえます。まずは社長と話し合ってみましょう。

*労働相談、は下記の本所・各支所でお受けしています。

かながわ労働センター (<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7579/>)

本所	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階	☎ 045-633-6110(代)
川崎支所	川崎市高津区溝口1-6-12 県高津合同庁舎4階	☎ 044-833-3141(代)
県央支所	厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2階	☎ 046-296-7311
湘南支所	平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎別館	☎ 0463-22-2711(代)

労働情勢や講座などの情報を「かながわ労働センターニュース」(メルマガ)でお届けします！

お申し込みは⇒

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7581/p482717.html>



かなぼけっと労働相談携帯サイト



支えあうことの安心を、 さらに多くの皆さまへ。

団体生命共済

慶弔共済

新団体年金共済

こくみん共済

全労済の住まいる共済

新火災共済・新自然災害共済

マイカー共済

自賠償共済

新総合医療共済

新せいめい共済

ねんきん共済

交通災害共済

保障のことなら

全労済 神奈川県本部

全国労働者共済生活協同組合連合会 (神奈川県労働者共済生活協同組合)
全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいで組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

1415V039

あなたに、家族に、大切な人に贈る〈ろうきん〉の新シリーズ

女性の皆さまへ



＼ 夢を叶える“未来のわたし”のために。／

Rukuo わたしの積立

満期日を決めない **エンドレス型** (エース預金 ライト型・スーパー型)ネットで
24
時間残高確認／普通預金への振替、
余裕資金の臨時的預入れなどができます。※ご利用には別途、ろうきんダイレクトに
ご契約いただく必要があります。

新規ご契約1件につき50円を

中央ろうきんがピンクリボン運動に寄付!

ご契約いただいた方に
選べるプレゼント

- ★ Rukuo オリジナル マルチケース
- ★ ハスベタル (入浴剤)
- ★ Rukuo X ミントン オリジナル折りたたみトートバッグ (A4 対応)

※年間お積立額6万円以上となる
ご契約をいただいた方に1つプレゼント

Rukuo

広告

20歳未満のお子さまがいいらっしゃる方へ



＼ あなたの健やかな成長と笑顔のために。／

Rukuo こと”も積立

計画的に積立できる **確定日型** (エース預金 ライト型・スーパー型)プレミアム
金利エース預金の店頭表示金利に **年0.1%金利上乘せ**※満20歳未満のお子さまがいいらっしゃる個人のお客様が
対象となります。

※お子さまお1人につき1口座のご契約となります。

※対象となるお子さまのご年齢については、健康保険証等にて
ご確認をさせていただきます。手数料
0円お子さまが進学して仕送りが必要になった時に、
定額自動送金サービスの手数料が無料!
(中央ろうきん内の振込に限ります)ご契約いただいた方“全員”に
選べるプレゼントお子さまのお名前をご記入いただける**専用通帳ケース**を
1つプレゼント!

※ノベルティ・通帳ケースは数に限りがございます。ご希望のノベルティ・デザインがご選べない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

商品の詳細は〈中央ろうきん〉お客様相談デスクへ
TEL:0120-86-6956 (平日 9:00~18:00)

もしくはWEBサイトをご覧ください。

2016年1月1日現在

労働かながわ

平成28年5月20日発行 第701号

発行所／神奈川県産業労働局労働部労政福祉課

〒231-8588 (住所不要)

TEL 045-210-5739 (ダイヤルイン)

FAX 045-210-8873

住所、宛先などの変更のご希望や労働かながわに対する
ご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております。●産業労働局労働部労政福祉課への問い合わせフォームを
ご利用ください。<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0607/>
職場の皆様にご覧してお読みください。